

議案第44号

損害賠償の額の決定について

資料1 賠償に至る経緯について

1 工事請負契約の内容

工事番号：下水3M-007

工事場所：宝塚市逆瀬川2丁目地内

工事名：公共下水道（第51工区）逆瀬川2丁目地区雨水排水施設工事

工期：当初 令和3年（2021年）12月3日～令和4年（2022年）3月31日

変更 令和3年（2021年）12月3日～令和5年（2023年）3月31日

契約金額：15,560,600円

受注者：相大建設 代表者 竹城 相大

2 賠償に至る経緯

当工事は、逆瀬川2丁目地区内の浸水軽減対策として、宝塚市公共下水道雨水排水計画に基づき雨水排水施設を整備するものである。工事の目的は、既存の雨水排水管の排水能力が不足していることから、その不足を補うに足る口径の雨水排水管に新しく入れ替えるものである。

既存の雨水排水管は、私道の中央部にある水路用地に埋設されているが、水路用地の範囲内だけでは施工が困難で掘削の影響範囲が私道内の土地に及ぶことから、工事請負契約に先立ち私道の土地所有者4名と協議を重ね、土地使用貸借の同意を口頭で得ていた。

それを受け工事を発注し、受注者と工事請負契約を締結したが、土地所有者のうち1名から土地使用貸借の同意を撤回する旨の申し出があり、再考を促し事業への協力を求めるため、その後8か月間にわたり当該土地所有者に対して再三、連絡を試みたが、再度同意を得ることができなかった。

このため、当工事の続行は不可能と判断し、工事請負契約書第46条（任意解除権）に基づく契約解除を行い、受注者に対してその損害を賠償することとなったものである。

3 今後の対応

速やかに浸水対策ができるよう、土地所有者との協議を継続していく。